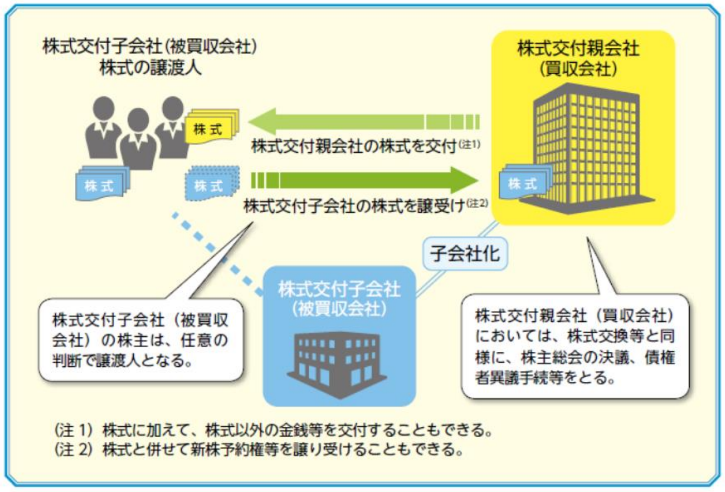

出典：法務省「会社法が改正されます」

７．会社法改正

Ａ社長：先生，株式交付の話が出ましたが，会社法って，改正されたんですか？

診断士：そうです，令和元年に改正されました。本文中では，触れられませんでしたが，株式交付のイメージは，上記の図のようになります。

Ａ社長：こうやって図でみるとわかりやすいですね。ちなみに，株式交付以外の改正の具体的な内容はどのようなものですか？

診断士：いろいろとありますが，現在施行されているもので，中小企業に関係しそうなのは，以下のとおりです。

①株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置の整備が整備されました。近年，株主が膨大な数の議案を提案するなど，株主提案権の濫用的な行使事例が発生していたことから，株主が提案できる議案の数の上限を10までとすることとなりました。

②取締役の報酬に関する規律の見直しがなされました。報酬は，取締役に適切な職務執行のインセンティブを付与する手段となり得るものですので，適切に機能させ，手続を透明化する必要があります。そこで，取締役の報酬として株式等を付与する場合，株主総会の決議事項に株式等の数の上限等を定めることなどが義務づけられました。

③成年被後見人等は，取締役の欠格事由ではなくなり，成年被後見人等でも取締役に就任することができるようになりました。

④社債の管理に関する規律が見直されました。社債の管理については，社債管理者の制度がありますが，なり手の確保が難しく，利用コストも高いなどの指摘がありました。そこで，社債権者において自ら社債を管理することができる場合に，倒産手続における債権届出，情報伝達など，社債の管理の補助を行う社債管理補助者制度の創設がなされました。社債管理補助者としては，弁護士，銀行，信託銀行等が想定されます。

Ａ社長：本当にいろいろとありますね。ぜひ，詳しい解説をお願いします！

診断士：今日のところは諸々の事情でできないので，またの機会にじっくりと解説させていただきます。法務省のパンフレット（https://www.moj.go.jp/content/001327488.pdf）に概要が掲載されているため，ご一読いただくとよいでしょう。中小企業診断士の受験生にも，テキストの該当箇所を読み直すように勧めています。